

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）

（戻し税に係る輸出貨物の指定）

第十一条 令第五十二条第一項に規定する財務省令で定める貨物は、次に掲げる貨物

とする。

一～八（省略）

（貨物製造報告書等の記載事項等）

第十一条 令第五十三条の二第一項（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）に掲げる貨物製造報告書又は貨物製造証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 令第五十三条の二第一項に規定する貨物の品名及び数量

（貨物製造報告書等の記載事項等）

第十一条 令第五十三条の二第一項（戻し税に係る令第五十二条第一項の表の貨物の輸出の手続）に掲げる貨物製造報告書又は貨物製造証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該輸出貨物の品名及び数量並びに令第五十二条第一項の表中の当該品名の

品の番数

一 当該輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻しを受けることができるものの品名及び数量

三 当該貨物を製造工場から移出した年月日

四 当該貨物を製造した工場の名称及び所在地

（一円以上に払戻しを受けることができる場合）

第十二条 令第五十三条の二第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）に規定する財務省令で定める場合は、令第五十二条第一項に規定する貨物を輸出し、かつ、令第五十三条の二第一項に規定する税関長に対して一円以上に關税の払戻しを受けるの申請をした場合とする。

（一円以上に払戻しを受けることができる場合）

第十二条 令第五十三条の二第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）に規定する財務省令で定める場合は、令第五十二条第一項の表の上欄に掲げる）に規定する財務省令で定める場合は、令第五十二条第一項の表の上欄に掲げる輸出貨物を輸出し、かつ、同項に規定する税関長に対して一円以上に關税の払戻しを受けるの申請をした場合とする。

（払戻し申請書の添付書類）

第十三条 令第五十三条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の申請書の添付書類）に規定する財務省令で定める書類は、令第五十二条第一項に規定する貨物に係る場合に添付するものとし、当該書類は、当該貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻しを受けようとする原料品の輸入の許可書又はこれに代わる当該原料品の輸入地の税関の証明書とする。

（貨物製造報告書等の記載事項等についての規定等の準用）

第十四条 第十一条の規定は、令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続）に規定する貨物製造報告書及び貨物製造証明書の記載事項について準用する。この場合において、第十一条第一号中「令第五十二条第一項」とあるのは、「令第五十三条の四第一項において準用する令第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 (省略)

第十五条 第十一条の規定は、令第五十四条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続）に規定する貨物製造報告書及び貨物製造証明書の記載事項について準用する。この場合において、第十一条第一号中「令第五十二条第一項」とあるのは、「令第五十四条第一項において準用する令第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 (省略)

（払戻し申請書の添付書類）

第十三条 令第五十二条の三第一項（令第五十二条第一項の表の貨物に係る戻し税の申請書の添付書類）に規定する財務省令で定める書類は、令第五十二条第一項の表の上欄に掲げる輸出貨物に係る場合に添付するものとし、当該書類は、当該輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻しを受けようとする原料品の輸入の許可書又はこれに代わる当該原料品の輸入地の税関の証明書とする。

（貨物製造報告書等の記載事項等についての規定等の準用）

第十四条 第十一条の規定は、令第五十二条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続）に規定する貨物製造報告書及び貨物製造証明書の記載事項について準用する。この場合において、同条第一号中「令第五十二条第一項」とあるのは、「令第五十二条の三第一項において準用する令第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 同上

第十五条 第十一条の規定は、令第五十四条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続）に規定する貨物製造報告書及び貨物製造証明書の記載事項について準用する。この場合において、同条第一号中「令第五十二条第一項」とあるのは、「令第五十四条第一項において準用する令第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 同上

（本邦で製作が困難な素材の指定）

第一条の四 令第七条第三号又は第五号（免税の対象となる素材の指定）に規定する財務省令で定める財務省令で定める物品は、航空機及びこれに使用する部分品又は宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

（本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続）

第一条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難である」との事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続）

第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第四条（航空機部分品等の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条（航空機部分品等の免税手続）に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

（本邦で製作が困難な航空機等の素材についての確認の申請手続）

第一条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難である」との事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（確認を受けた航空機等の素材の免税の手続）

第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第四条（航空機部分品等の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条（航空機部分品等の免税手続）に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

（本邦で製作が困難な宇宙開発用物品等の素材の指定）

第四条 令第十一条第一号（宇宙開発用物品等の素材の指定）に規定する財務省令で定める物品は、宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

（確認の申請手続及び免税手続の規定の宇宙開発用物品等の素材に対する準用）

第五条 第一条の規定は、前条の確認を受けようとする者について、第三条の規定は、前条の規定による確認を受けた物品について法第五条（宇宙開発用物品等の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第三条中「令第八条（航空機の部分品等の免税手続）」とあるのは、「令第十二条（免税手続及び帳簿等の備付け等の規定の規定の準用）」において準用する令第八条」と読み替えるものとする。